



消防だより 119

違反対象物公表制度

違

反対象物の公表制度は、建物の利用者が自ら火災危険性に関する情報を入力し、安心して建物を利用することができるよう、消防署などが保有する建物の火災危険

性に関する情報（重大な消防法令違反）をホームページで公表するものです。同制度は4月1日から実施されます。

■公表対象建物 飲食店・物品販売店・ホテルなどの不特定多数の人が利用する建物や病院・福祉施設などで自力で避難することが困難な人が利用する建物が該当します。

■公表対象となる法令違反

建物に義務付けられた消防用設備などで下記の設備が設置されていない法令違反。

①自動火災報知設備

②屋内消火栓設備

③スプリンクラー設備

■公表の内容と方法 ①建物

名称②建物所在地③違反の内容について西胆振行政事務組合のホームページへの掲載と各署所の事務所前掲示板へ公示することにより公表します。



各消防本部の立ち入り
検査



法令違反があった場合には…

違反を公表する旨を関係者に通知



ホームページで公表

春の全道

火災予防運動の実施



4月20日(土)から30日(火)までの11日間に渡り、全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。この運動は、冬から春へと季節が移り変わることで空気が乾燥し、火災が特に発生しやすくなる時季を迎えるにあたり、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

洞爺湖支署では期間中、消防車両による火災予防広報や19時にサイレン吹鳴など、安全で安心な街づくりを目指し、各種行事を予定していますのでご協力をお願いします。

西胆振行政事務組合では

ホームページを
開設しています

各種試験案内・講習会のお知らせ、住宅用火災警報器設置や消火器点検内容、各種届出・申請様式(ホームページからダウンロードできます)など掲載されています。

また、西胆振行政事務組合消防本部は、広報発信のため公式 Facebook を開設しました。メッセージやコメントの応答、Facebook 上からの緊急通報や出動要請は一切受けできませんのでご了承ください。問い合わせなどについては公式ホームページを参照してください。
西胆振行政事務組合消防本部
ホームページアドレス
<http://nfd119.sakura.ne.jp/>

統一標語

『忘れてない?』

サイフにスマホに

『火の確認』